

【その他】

- ①3ヵ月以上欠席しなければならない場合
 - 学部事務室へ申し出て、「休学願」を提出する。(学籍「休学」を参照)
- ②授業への出席
 - 原則として、授業時間の3分の2以上出席しなければならない。
- ③事前・事後学修
 - シラバス記載の事前・事後学修に取り組まなければならない。

4. 休講

【交通機関が不通・運転見合わせとなった場合の授業】

交通機関が不通・運転見合わせとなった場合は、下記の通り取り扱いいます。

- (1)京都市営バス、京都バス及び京都市営地下鉄が同時に不通（全面又は部分を問わない。ただし、一時的な運転見合わせを除く。）の場合
 - (2)JR西日本（京都発着の在来線）、阪急電鉄（京都河原町～大阪梅田間）、近畿日本鉄道（京都～大和西大寺間）、京阪電気鉄道（出町柳～淀屋橋間）の4交通機関のうち、3以上の交通機関が同時に不通（普通電車（各駅停車）のみ運転の場合を含む）（全面又は部分を問わない。ただし、一時的な運転見合わせを除く。）の場合
- ※該当交通機関での事故等による一時的な運転見合わせの際には、平常通り授業を実施しますので、ご注意ください。

《(1)及び(2)共通》

- ①午前5時までに開通した場合は、平常どおり行います。
- ②午前5時までに開通せず、午前9時までに開通した場合は、午前中を休講とし、午後は平常どおり行います。
- ③午前9時までに開通しない場合は、終日休講となります。
- ④午前9時以降に発生した場合は、発生時点に行われている次の授業から終日休講となります。

【暴風警報等又は避難指示等が発令された場合の授業】

次表のいずれかの区域において同表に記載する暴風警報等又は、避難指示等が発令された場合は、下記のとおり取り扱いいます。

- ①午前5時までに解除した場合は、平常どおり行います。
- ②午前5時までに解除せず、午前9時までに解除した場合は、午前中を休講とし、午後は平常どおり行います。
- ③午前9時までに解除しない場合は、終日休講となります。
- ④午前9時以後に発令された場合は、発令時点に行われている次の授業から終日休講とします。

なお、他の地区に警報が発令されて登校不能等が生じた場合は、速やかに担当教員に直接届け出てください。

また、教学センター長の判断により、警報発令前に休講とする場合もあります。その場合の連絡は電子掲示板POSTにて行います。

発令内容	対象区域
暴風警報又は特別警報	京都府南部における次のいずれかの区域 ①京都・亀岡：京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町 ②山城中部：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
高齢者等避難又は避難指示	京都市北区における次のいずれかの区域 ①柊野地域（避難所：柊野小学校） ②上賀茂地域（避難所：上賀茂小学校） ③大宮地域（避難所：大宮小学校）

【遠隔授業】

授業の取扱いが休講の場合でも、科目により、遠隔授業を休講とせずに実施すること又は対面授業を遠隔授業に変更して実施することがあります。